

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋6-2-1 木村ビル802

平成23年税制改正 ~ 所得税の改正

Q 昨年、12月に平成23年税制改正大綱が発表されました。この中で、所得税に関するポイントはなんですか？

解説

1. 給与所得控除の縮小 (増税)

給与所得控除とは会社員の年収から一定額を必要経費とみなして差し引き、税金を軽減する仕組みです。

従来は、年収が増えればそれに比例して青天井に控除ができましたが、**給与収入が1500万円を超える場合は、245万円の上限が設けられました。**

同時に**役員の場合は、給与収入が2000万円を超える場合は、控除額が徐々に減少する仕組み**となります。

給与所得控除の縮小の影響
(所得税・住民税の負担)

| 年収 | 従業員 | 役員 |
|----------|-------|--------|
| 4000万円 | 63万円増 | 123万円増 |
| 3000万円 | 38万円増 | 68万円増 |
| 2500万円 | 25万円増 | 55万円増 |
| 2000万円 | 11万円増 | |
| 1700万円 | 4万円増 | |
| 1500万円以下 | 変わらず | |

2. 退職所得控除の2分の1課税の廃止 (増税)

勤続年数5年以下の役員等の退職金の課税制度を、下記に改めます。

(従来) 退職所得 = (退職金 - 退職所得控除) × 2分の1

(改正案) 退職所得 = 退職金 - 退職所得控除

3. 成年扶養控除の見直し (増税)

成年扶養控除とは年間所得が38万円以下の23歳~69歳の親族を扶養している場合に、納税者の所得金額から1人当たり38万円を控除できる制度。

(従来) 一定の扶養親族がいる場合は無条件に1人38万円の控除が可能

(改正案) **年収568万円以下 従来と変更なし**

年収568万円~689万円 控除額が徐々に減少

年収689万円以上 一定の場合()を除き、控除額がゼロになる

一定の場合：扶養親族が障害者、難病・精神疾患、要介護者、学生などに該当する場合

4. 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率 (変わらず)

現行の所得税7%、住民税3%を平成25年12月31日まで2年間延長、26年1月から本則の所得税15%、住民税5%に戻す。

要するに...

一番大きい改正は**給与所得控除が縮小されたこと**。ただし、年収が1500万円以下の場合は従来と税負担は変わりません。影響が大きいのは成年扶養控除の見直しではないでしょうか？例えば、年老いた両親を自分の扶養にしている方も多いと思います。こういった方は年収568万円以上だと単純に増税となります。個人的には配当に課される10%税率が延長されたことはありがたいですね。